告示

○金融庁告示第九号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁告示第九号）等の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十九年四月一日）から適用する。

平成二十九年三月二十四日

金融庁長官　森　信親

（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第一条　銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等

本則に次の一条を加える。

（銀行業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　規則第十七条の四の二第二号及び第三十四条の十八第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。

（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

長期信用銀行法施行令第二条第三号及び第四号並びに同令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第二号並びに長期信用銀行法施行規則第四条の五第一項第八号、第十二条の四の四第一号イ及び第二十六条第一項第三号の規定に基づき金融庁長官が定める剰余金及び引当金等

第四条中「第十二条の四の四」を「第十二条の四の四第一号イ」に改める。

（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第四条の六の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等

本則に次の一条を加える。

（長期信用銀行の業務に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　規則第四条の六の二第二号及び第五条の八第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。

（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十一号）の一部を次のように改める。

次の題名を付する。

信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等

本則に次の一条を加える。

（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　規則第六十四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等

本則に次の一条を加える。

（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　規則第四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

（銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件の一部改正）

第六条　銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

銀行法第十六条の四第五項の規定に基づく銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準

第一条第一項中「定義は次の」を「意義は、当該」に改め、同項第四号及び第六号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第二条第一項及び第二項中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改め、同条第三項第一号中「第十六条の三第四項各号」を「第十六条の四第四項各号」に改める。

（長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準

第七条　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準

第一条第一項中「定義は次の」を「意義は、当該」に改め、同項第四号及び第六号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第二条第一項及び第二項中「第十六条の三第四項各号」を「第十六条の四第四項各号」に改め、同条第三項第一号中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改め、同項第二号中「第十六条の三第四項各号」を「第十六条の四第四項各号」に改める。